

会議顛末書

						記 録 者	異 琢 磨	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 補 長 佐	主 査 係 長	グ ル ー プ 員
件 名	令和 8 年度 第 1 回龍ヶ崎市空家等対策推進協議会							
年 月 日	令和 8 年 7 月 21 日（火）							
時 間	午前 10 時から午前 11 時 30 分まで							
場 所	市役所 5 階第 1 委員会室							
出 席 者	【空家等対策推進協議会委員】 萩原市長、大橋純一会長、札野副会長、川上委員、小島委員、野口委員、植木委員、有川委員、佐田委員、辻村委員、吉野委員、相田委員、中嶋委員、落合委員、笠原委員、米津委員、田島委員、大橋正則委員、杉本委員、松尾委員 計 20 名 【龍ヶ崎市役所】 総合政策部：岡野部長 まちの魅力創造課：石崎課長、山西室長、秋山主幹、記録者 税務課：重田課長 生活環境課：石井課長 都市計画課：松田課長補佐 計 8 名							
欠 席 者	0 名							
傍 聴 人 数	0 名							
内 容	1 開 会 2 会長あいさつ 3 諮問 第 2 期空家等対策計画の策定について 4 議 事 （1）空家等対策の推進状況について （2）今後の取組み等について （3）第 2 期空家等対策計画の骨子（案）について （4）行政代執行による特定空家等の解体について 5 その他 6 閉 会							

石崎課長	～開会～ 定刻となりましたので、ただ今から、令和 8 年度第 1 回龍ヶ崎市空家等対策推進協議会を開会いたします。 それでは、開会にあたり萩原市長よりご挨拶申し上げます。
萩原市長	～市長あいさつ～
石崎課長	それでは、お手元の会議次第に従い、進行させていただきます。 まず始めに、大橋会長よりご挨拶をお願いいたします。
大橋会長	先ほど市長からお話があったとおり、空家の増加は、地域の安全、防犯、外観等において重要な課題となっています。一方で、空家の適正管理や利活用の促進によって地域の活性化に繋がる場合もあります。皆さんの忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。
石崎課長	続きまして、新たに委員になられた方が 2 名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。人事異動等により変更になられた方々で、前任の残りの任期となる令和 9 年 12 月 23 日までご協力をお願いいたします。 お名前を読み上げますので、その場でご起立いただき、一言頂戴したいと思います。 ～笠原委員及び米津委員を順に読み上げ～
両委員	～順にあいさつ～
石崎課長	新委員 2 名と現委員の 18 名、計 20 名が本協議会の委員となります。 続きまして、本協議会の事務局職員の紹介をさせていただきます。
事務局職員	～順にあいさつ～ (資料確認)

石崎課長	それでは、議事に入る前に、会議録の作成及び公開の方法について、ご説明いたします。 会議録の作成は事務局が行い、発言内容のほか、発言者の氏名についても明記するものとさせていただきます。また、事務局が作成した会議録につきましては、会長及びこの後、会長から指名されます二人の議事録署名人にご確認・ご署名をいただいた後、公開いたしますが、個人情報が含まれます議事の 1、「空家等対策の推進状況について」の(3)「特定空家等に対する措置状況」及び(4)「管理不全空家等に対する措置状況」に関する内容は非公開とさせていただきます。 これに伴い、非公開部分の資料及び議事録につきまして、ホームページ等での公開は行いませんので、ご理解のほどお願いいたします。 続きまして、諮問に移ります。 第 2 期空家等対策計画の策定にあたり、龍ヶ崎市長より空家等対策の推進に関する特別措置法第 8 条に規定する本協議会に対し、専門的かつ幅広い知見から意見を求めるものです。 それでは、市長から会長に対しまして、諮問書を提出させていただきます。
萩原市長	～諮問文読み上げ、諮問書提出～
石崎課長	それでは、次第に沿って議事に移ります。議事進行は、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなりますので、「大橋会長」にお願いしたいと思います。
大橋会長	それでは規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。 はじめに、本日の委員の出席者数を確認させていただきます。委員総数 20 名のうち、出席者が 20 名、欠席者が 0 名です。出席委員が過半数に達しておりますので、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。 今回は、「笠原（かさらは）委員」と「米津（よねつ）委員」にお願いします。 ～両委員承諾～
大橋会長	それでは、会議次第に沿って議事を進行してまいります。 議事の 1「空家等対策の推進状況について」、事務局から説明をお願いします。なお、議事の 1 は、「(2) 空家バンクにおける空家等の利活用の現状」で一度区切らせていただきます。

記録者	【空家等対策の推進状況について説明】 (1) 空家等における苦情等の現状 (2) 空家バンクにおける空家等の利活用の現状
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。 ～質疑応答なし～
大橋会長	続きまして、「(3) 特定空家等に対する措置状況」及び「(4) 管理不全空家等に対する措置状況」について、事務局より説明をお願いします。
記録者	(※議事「空家等対策の推進状況について (3) 特定空家等に対する措置状況 (4) 管理不全空家等に対する措置状況」は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第 5 条第 2 号に該当するため非公開)
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。 ～質疑応答なし～
大橋会長	続きまして、議事の 2「今後の取組み等について」、事務局から説明をお願いします。
記録者	【今後の取組み等について説明】
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。
相田委員	市外在住の空家等所有者に対するバンク制度の周知等はどのように行っていますか。また、自治会に協力いただき、空家バンクの案内チラシ等を空家物件にポスティングすることを検討してはいかがでしょうか。
記録者	固定資産税納税通知書にチラシを同封しているほか、市公式 LINE 及びホームページで空家バンク等に関する発信を行っています。 自治会等との連携については、今後検討していきます。
大橋会長	生前整理講演会等の参加者は年々増加しているのですか。
記録者	生前整理講演会は、市役所及び市内のコミュニティセンターで年に数回開催しています。コミュニティセンターについては、毎年対象地区を設定し、会場を変更しながら開催しています。毎回概ね定員近くの参加があり、啓発等の効果が得られていると感じます。 また、その他講座、相談会等につきましても、概ね定員近くの方に参加いただいています。

植木委員	新たに追加された建替促進補助金の補助対象は個人でしょうか。
記録者	個人のみ対象となります。
佐田委員	リフォームに対する補助金がありますか。
記録者	現在空家バンクでは、新耐震基準を満たす登録物件に対し、登録者に家財処分費、交渉申込者に改修工事費の補助を行っています。建替促進補助金については、昭和 56 年 5 月以前に建築された登録物件を対象とすることで現行補助金との棲み分けを行っています。
大橋会長	続きまして、議事の 3「次期空家等対策計画の骨子（案）について」事務局から説明をお願いします。
山西室長	【次期空家等対策計画の骨子（案）について説明】
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。
田島委員	5 ページ表の「その他住宅」とはどのような住宅を指すのでしょうか。
山西室長	総務省統計局による「住宅・土地統計調査」において定義されている空家のうち、二次的住宅や賃貸、売却用の住宅を除いた居住実態のない住宅を指します。
中嶋委員	空き店舗バンクについても、空家バンク同様の補助金を検討しているのでしょうか。
記録者	空家バンク同様に改修工事費や残置物の処分費の助成などを検討しています。
中嶋委員	商店街通りには長屋の店舗兼住宅が多数存在しており、インフラが繋がっているなどの理由から、使用していない店舗部分を貸したくても貸せない等の課題があります。
山西室長	新たに開業する方には、商工業の事務を所掌する商工観光課において、創業支援を行っているところです。また、現在、商店街通りの店舗所有者に対し、店舗活用に関するアンケートを実施し、店舗の貸し出しや売却意向及び条件について調査しています。この結果を踏まえ、店舗活用に繋がるような支援策を研究していくこととしています。

大橋会長	続きまして、議事の4「行政代執行による特定空家等の解体について」、事務局から説明をお願いします。
秋山主幹	【行政代執行による特定空家等の解体について説明】
大橋会長	ただいまの説明に対して、ご意見やご質問等はございますか。
大橋会長	行政代執行に至るまでにどれくらいの期間を要したのでしょうか。
秋山主幹	当物件は令和元年に特定空家等に認定したため、約7年になります。
相田委員	代執行費用の請求について、解体工事に要した費用のみを請求するのでしょうか。約7年の間に要した通知の郵送料や職員の人件費等について、法的に請求額を加算することはできないのでしょうか。
山西室長	行政代執行法第5条において、請求する額は実際に代執行に要した費用と定められています。
大橋委員	国が法改正を行う等の動きは見られないのでしょうか。
大橋会長	今後そういった動きが見られるかもしれません。一方で、空家等対策において空家の発生予防も重要です。空家にさせない取組み等の拡充を今後図っていく必要があると思います。
大橋会長	これで本日の議題については、すべて終了しました。 最後に、議事の5「その他」として、委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。
笠原委員	放置された空き家は、火災が発生するリスクが高まります。消防でも空家が多い地区は把握していますが、市が把握している空家情報をマップに反映するなどし、可視化すれば防災に役立つと思います。
山西室長	空家情報をプロットした地図は紙媒体で保有していますが、GIS等によるデータ管理は行っていません。防犯上の観点から、市民の方に公表することは難しいですが、消防をはじめとする関係機関に対して提供することは可能と考えます。
落合委員	昨今、空家を狙った空き巣等が増加傾向にありますので、次期空家等対策計画の策定にあたり、空家所有者に対して啓発を促すような文言を記載していただければと思います。
山西室長	貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

大橋会長	他にご意見がないようでしたら、これで令和 8 年度第 1 回空家等対策推進協議会を閉会いたします。 進行を事務局にお返しします。		
石崎課長	慎重なる審議をありがとうございました。これをもちまして、本協議会を終了いたします。 会議で使用いたしました資料 1～4 及び参考資料 2 につきましては回収させていただきます。持ち帰らず、机の上に置いていただきますようお願いいたします。 ありがとうございました。		
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	公 開	非公開 （一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開 条例第 9 条 2 号該当） 個人の空家等に関する 情報を含むため
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日
会 長 議事録署名人 議事録署名人			